

重要

登録料納付期限日

・実用新案権を維持するには、存続期間の満了までの各年について所定の登録料の納付が必要です。

なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の登録料納付期限日の表で納付期限を確認してください。(自動納付制度もありしますので、特許庁ホームページを参照してください。)

- ・第4年以降の各年分の登録料は、登録日の翌日を起算日として、「納付期限日」までの了日(以下「納付期限日」という)までに、次の年分の納付が必要となります。
- ・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば登録料を追納することができます。
- ・追納する場合は、納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料が必要となります。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その実用新案権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・実用新案登録料納付書の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ  
<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日の期間の末日となります。

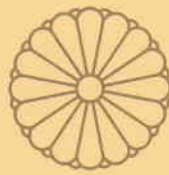
登録証送付先  
住所  
〒235-0023  
神奈川県横浜市磯子区森5-5-9 中村誠  
特許事務所  
氏名  
中村 誠  
様

実用新案権設定登録通知書

登録番号 第3214834号  
登録日 平成30年 1月17日  
出願番号 実願2017-005366  
出願日 平成29年11月25日  
請求項の数 5  
納付年分 第3年分まで

納付年分	納付期限日
第4年分	平成33年 1月17日
第5年分	平成34年 1月17日
第6年分	平成35年 1月17日
第7年分	平成36年 1月17日
第8年分	平成37年 1月17日
第9年分	平成38年 1月17日
第10年分	平成39年 1月17日

問い合わせ先 審査業務課登録室  
電話 03(3581)1101 (代表)  
実用新案担当 内線 2709



# 実用新案登録証

(CERTIFICATE OF UTILITY MODEL REGISTRATION)

登録第 3 2 1 4 8 3 4 号

(REGISTRATION NUMBER)

考案の名称

(TITLE OF THE DEVICE)

携帯型電子通信機器ケースのカバー

実用新案権者

(OWNER OF  
THE UTILITY MODEL RIGHT)

東京都渋谷区神泉町10-10 アシジ神泉ビル7階

株式会社ケースオクロック

考案者

(CREATOR OF DEVICE)

三浦 孝太

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

実願2017-005366

出願日

(FILING DATE)

平成29年11月25日(November 25, 2017)

登録日

(REGISTRATION DATE)

平成30年 1月17日(January 17, 2018)

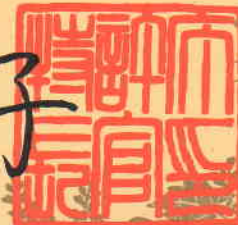
この考案は、登録するものと確定し、実用新案原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE UTILITY MODEL IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成30年 1月17日(January 17, 2018)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

宗像直子



**重要** 登録料の納付について

登録証送付先  
住所  
〒235-0023  
神奈川県横浜市磯子区森5-5-9 中村誠  
特許事務所  
氏名  
中村 誠  
様

・実用新案権を維持するには、存続期間の満了までの各年について所定の登録料の納付が必要です。

なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の登録料納付期限日の表で納付期限を確認してください。(自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください。)

納付年分	納付期限日
第4年分	平成33年 1月17日
第5年分	平成34年 1月17日
第6年分	平成35年 1月17日
第7年分	平成36年 1月17日
第8年分	平成37年 1月17日
第9年分	平成38年 1月17日
第10年分	平成39年 1月17日

・第4年以降の各年分の登録料は、登録日の翌日を起算日として、「納付期限日」までに了日(以下「納付期限日」という)までに、次の年分の納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば登録料を追納することができま

す。追納する場合は、納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料が必要

です。追納できる期間内に納付しないときは、その実用新案権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・実用新案登録料納付書の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

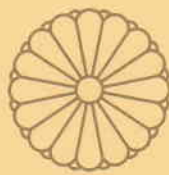
特許庁ホームページ  
<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

実用新案権設定登録通知書

登録番号 第3214835号  
登録日 平成30年 1月17日  
出願番号 実願2017-005367  
出願日 平成29年11月25日  
請求項の数 6  
納付年分 第3年分まで

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日

期間の末日となります。



# 実用新案登録証

(CERTIFICATE OF UTILITY MODEL REGISTRATION)

登録第 3 2 1 4 8 3 5 号

(REGISTRATION NUMBER)

考案の名称

(TITLE OF THE DEVICE)

携帯型電子通信機器ケース

実用新案権者

(OWNER OF  
THE UTILITY MODEL RIGHT)

東京都渋谷区神泉町10-10 アシジ神泉ビル7階

株式会社ケースオクロック

考案者

(CREATOR OF DEVICE)

三浦 孝太

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

実願2017-005367

出願日

(FILING DATE)

平成29年11月25日(November 25, 2017)

登録日

(REGISTRATION DATE)

平成30年 1月17日(January 17, 2018)

この考案は、登録するものと確定し、実用新案原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE UTILITY MODEL IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成30年 1月17日(January 17, 2018)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

宗像直子

